

01

入院に関する給付金のお支払い

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。

新医療保険・終身医療保険

【平成13年(2001年)10月26日から平成21年(2009年)4月1日までにご加入の医療保険】

災害入院
給付金

不慮の事故で継続2日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき2～4日の入院：入院給付金日額×5(一律)
5日以上入院：入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度：120日または730日
通算支払限度：1,095日

疾病入院
給付金

病気で継続2日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき2～4日の入院：入院給付金日額×5(一律)
5日以上入院：入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度：120日または730日
通算支払限度：1,095日

入院見舞
給付金

災害入院給付金または疾病入院給付金を支払われるとき給付金をお支払い

1回の入院につき：入院給付金日額×1

医療保険・医療給付金付定期保険

【昭和58年(1983年)9月2日から平成13年(2001年)10月25日までにご加入の医療保険】

災害入院
給付金

不慮の事故で5日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき：入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度：120日
通算支払限度：700日

疾病入院
給付金

病気で継続8日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき：入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度：120日
通算支払限度：700日

災害入院特約・フコク健康特約

【昭和62年(1987年)4月2日以降の契約に付加されている特約】

災害入院
給付金

不慮の事故で継続5日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき	:(入院給付金日額)×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)
1回の入院の支払限度	:120日
通算支払限度	:700日

疾病入院
給付金

病気で継続5日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき	:(入院給付金日額)×(入院日数-入院開始日からその日を含めての4日)
1回の入院の支払限度	:120日
通算支払限度	:700日

災害入院特約・フコク健康特約

【昭和62年(1987年)4月1日以前の契約に付加されている特約】

(昭和52年(1977年)8月1日以前の特約につきましては、担当者、弊社お客さまセンター、または最寄りの支社へご連絡ください。)

災害入院
給付金

不慮の事故で5日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき	:入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度	:120日
通算支払限度	:700日

疾病入院
給付金

病気で継続20日以上の入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき	:入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度	:120日
通算支払限度	:700日

✔ 「1回の入院」については9ページをご参照ください。



【ご注意】

●継続入院について

同一の傷病で転入院または再入院し、前回退院日の翌日から次の入院日の前日までの期間が30日以内の場合などには、継続した1回の入院とみなし、それぞれの入院日数が支払要件となる入院日数に満たない場合でも、入院給付金をお支払いできる場合があります。

※1回の入院における支払限度とは異なります。

※支払要件となる入院日数は、保険種類やご加入の時期、またはご請求内容により異なります。

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。

入院初期 給付特約

5日以上継続して入院をしたとき給付金をお支払い

1回の入院につき：入院初期給付金額

新入院初期 給付特約

2日以上継続して入院をしたとき給付金をお支払い

入院初期 給付 特約(01)

1回の入院につき2～4日の入院：入院初期給付金額の50%
5日以上入院：入院初期給付金額

- 入院初期給付特約においても、入院給付金のお支払いと同様に、同一の病気または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院を2回以上された場合には、「1回の入院」とみなします。
- 入院初期給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院初期給付金をお支払いします。
- 「1回の入院」における入院給付金支払日数限度を超えた部分の入院に対しても、支払対象となります。



【ご注意】

- 診療明細書の入院料に算定される短期滞在手術等基本料1は、約款所定の「入院」に該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。
- 睡眠時無呼吸症候群の検査入院で睡眠時無呼吸症候群と診断されなかった場合などについては、治療を直接の目的とする入院には該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。

同一の病気(不慮の事故)または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。(病名が異なる場合でも医学上重要な関係があると判断した場合には、「1回の入院」とみなす場合があります。)

疾病入院 給付金 の場合

疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。

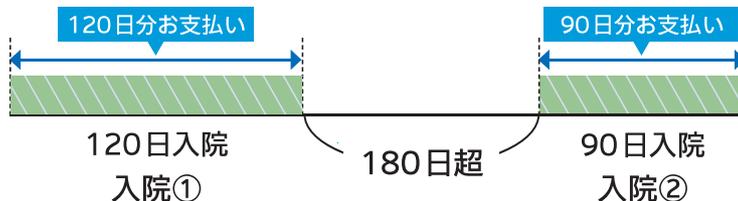
災害入院 給付金 の場合

事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。



お支払いできる場合

病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日経過後に、同じ病気で90日間入院されたとき

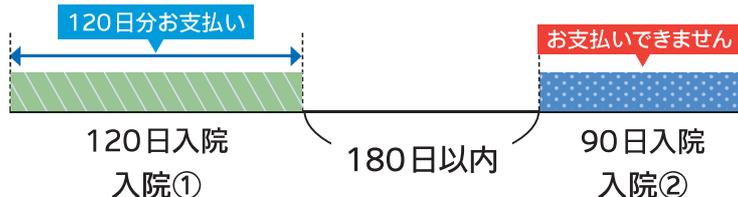


入院①は、疾病入院給付金を120日分、入院②も別の入院として疾病入院給付金を90日分すべてお支払いします。



お支払いできない場合

病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で90日間入院されたとき



入院①は疾病入院給付金を120日分お支払いしますが、入院②は入院①とあわせて「1回の入院」とみなすため、すでに「1回の入院」における支払日数限度(120日分)までお支払いしていることとなり、疾病入院給付金はお支払いできません。

※1回の入院における支払限度が120日のタイプにご加入の場合

※所定の生活習慣病以外の入院の場合